

5 学部・予科・専門部授業料増額にともなう学則改正の件
認可
〔大正十五年三月〕

学則改正認可申請書

1) 本大学学部並専門部学則中別紙ノ通り改正致度学則改正要旨
記並理由、経費収支予算表相添ニ此段認可申請候也

(注) 東京市神田区錦町二丁目二番地

財団法人中央大学学長事務取扱

法学博士 馬場愿治 印

大正十五年二月十九日

(注記2)

文部大臣岡田良平殿

(注記3) (朱書)
〔追而改正学則ハ大正十五年四月以降ノ新入学ノ者ヨリ之ヲ適
用ス〕

学則改正要旨及理由

大正十二年大震災火災後校舎ノ復旧容易ナラサリシ為メ主務省ノ
許可ヲ得テ合併教授ヲ為シ来リタル学級少カラサリシモ来ル九
月迄ニハ新校舎竣工ノ筈ニテ從テ合併級ハ之ヲ分割スヘク之ニ
伴ツテ経費ノ膨脹ヲ来スヘク又学部新設後六ヶ年ノ猶予期間ハ
当学年ヲ以テ満了シ大正十五年度ヨリハ専任教授ヲ充実シ且其

(下 札)

大正十四年度経費収支予算

中央大学

他ノ〔加筆〕ノ設備ヲ完ウスル為メ多額ノ経費ヲ要スルニ至ルヘキヲ以テ今回学部学則第三十一条所定ノ授業料ヲ金百拾円ニ、同第五十五条所定ノ授業料ヲ金百円ニ又専門部学則第三十条所定ノ授業料ヲ金七十七円ニ増額スル為メ之ニ関スル学則ヲ別紙ノ如ク改正セントス

学部学則中改正スベキ点

一、第三十一条ヲ左ノ通り改正ス

第三十一条 授業料ハ一学年金百拾円トス左ノ三期ニ納ムベシ

第一期四月（金四拾円） 第二期九月（金四拾円）

第三期一月（金三十円）

一、第五十五条ヲ左ノ通り改正ス

第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ納ムベシ

第一期四月（金三十五円） 第二期九月（金三十五円）

第三期一月（金三十円）

専門部学則中改正スベキ点

一、第三十条ヲ左ノ通り改正ス

第三十条 授業料ハ一学年金七拾七円トス左ノ三期ニ納ムベシ

但シ当分月割七円ツム分納スルヲ妨ケス

第一期四月（金三十円） 第二期九月（金三十円）

第三期一月（金十七円）

種別	金額		種別	金額	
	収入	支出		収入	支出
授業料	三、四、七〇〇円		教員俸給	一、四七、五〇〇円	
入学料	六、九〇〇		事務員及雇	三、一〇〇	
試験料	三、四〇〇		器具及図書費	三、六〇〇	
手数料	一八、七五〇		通信費	一、〇〇〇	
基金利息	一、三〇〇		留學生費	二、〇〇〇	
出版物其他	二五、〇〇〇		印刷物費	三、〇〇〇	
文部省補助金			廣告費	三、〇〇〇	
雑収			電燈及電話費	三、〇〇〇	
合計	三、〇〇、〇〇〇		給費	二、六〇〇	
			其他學費	三、〇〇〇	
			出版物其他	三、七〇〇	
			大學命令ニ依ル	三、〇〇〇	
			供託基金	三、〇〇〇	
			建築積立金	八、〇〇〇	
			予備費	三、〇〇〇	
			合計	三、〇〇、〇〇〇	

備考 建築積立金ニ付テハ復興建築費トシテ毎年積立ツヘキ予定ナリ
シモ其必要ヲ認めサルニ至リタルヲ以テ次年度ヨリ計上セス

大正十五年度(授業料初年級) 經費收支予算 中央大学
(増額後)

種 目		金 額	種 目		金 額
授業料	料	三六、二〇〇,〇〇〇	教員俸給	給	一八、四〇〇,〇〇〇
入學料	料	七、二〇〇,〇〇〇	事務員及雇員給	給	五、七〇〇,〇〇〇
試験料	料	三、九〇〇,〇〇〇	器具及図書費	費	三、八〇〇,〇〇〇
手続料	料	三、三〇〇,〇〇〇	通信費	費	一、五〇〇,〇〇〇
基金利息	子	六、五〇〇,〇〇〇	留學生費	費	三〇,〇〇〇,〇〇〇
補助金	入	三、〇〇〇,〇〇〇	印刷物費	費	一〇,〇〇〇,〇〇〇
雑収入	入	六、〇〇〇,〇〇〇	廣告費	費	三,〇〇〇,〇〇〇
文部省補助金	入	三、〇〇〇,〇〇〇	電燈及電話費	費	四,〇〇〇,〇〇〇
合計		四三、一三三,〇〇〇	給費貸費其他	費	三〇,〇〇〇,〇〇〇
合計		四三、一三三,〇〇〇	雑費	費	七、四二〇,〇〇〇
			大學令ニ依ル	金	三、〇〇〇,〇〇〇
			供託基金	費	八、〇〇〇,〇〇〇
			予備費	費	四三、一三三,〇〇〇

大正十六年度經費收支予算(予想調) 中央大学

種 目		金 額	種 目		金 額
授業料	料	四三、三〇〇,〇〇〇	教員俸給	給	二四、八〇〇,〇〇〇
入學料	料	七、二〇〇,〇〇〇	事務員及雇員給	給	六、三〇〇,〇〇〇
試験料	料	三、九〇〇,〇〇〇	器具及図書費	費	四、八〇〇,〇〇〇
手続料	料	三、三〇〇,〇〇〇	通信費	費	一、五〇〇,〇〇〇
基金利息	子	六、五〇〇,〇〇〇	留學生費	費	三〇,〇〇〇,〇〇〇
補助金	入	三、〇〇〇,〇〇〇	印刷物費	費	一〇,〇〇〇,〇〇〇
雑収入	入	六、〇〇〇,〇〇〇	廣告費	費	三,〇〇〇,〇〇〇
文部省補助金	入	三、〇〇〇,〇〇〇	電燈及電話費	費	四,〇〇〇,〇〇〇
合計		四三、一三三,〇〇〇	給費貸費其他	費	三〇,〇〇〇,〇〇〇
合計		四三、一三三,〇〇〇	雑費	費	七、四二〇,〇〇〇
			大學令ニ依ル	金	三、〇〇〇,〇〇〇
			供託基金	費	八、〇〇〇,〇〇〇
			予備費	費	四三、一三三,〇〇〇

種 目		金 額	種 目		金 額
授業料	料	四六、五〇〇,〇〇〇	教員俸給	給	二六、四〇〇,〇〇〇
入學料	料	七、二〇〇,〇〇〇	事務員及雇員給	給	四、四〇〇,〇〇〇
試験料	料	三、九〇〇,〇〇〇	器具及図書費	費	四、八〇〇,〇〇〇
手続料	料	三、三〇〇,〇〇〇	通信費	費	一、五〇〇,〇〇〇
基金利息	子	六、五〇〇,〇〇〇	留學生費	費	三〇,〇〇〇,〇〇〇
補助金	入	三、〇〇〇,〇〇〇	印刷物費	費	一〇,〇〇〇,〇〇〇
雑収入	入	六、〇〇〇,〇〇〇	廣告費	費	三,〇〇〇,〇〇〇
文部省補助金	入	三、〇〇〇,〇〇〇	電燈及電話費	費	四,〇〇〇,〇〇〇
合計		五五、三三三,〇〇〇	給費貸費其他	費	三〇,〇〇〇,〇〇〇
合計		五五、三三三,〇〇〇	雑費	費	七、四二〇,〇〇〇
			大學令ニ依ル	金	三、〇〇〇,〇〇〇
			供託基金	費	八、〇〇〇,〇〇〇
			予備費	費	五五、三三三,〇〇〇

大正十七年度經費收支予算(予想調) 中央大学

種 目		金 額	種 目		金 額
授業料	料	四六、五〇〇,〇〇〇	教員俸給	給	二六、四〇〇,〇〇〇
入學料	料	七、二〇〇,〇〇〇	事務員及雇員給	給	四、四〇〇,〇〇〇
試験料	料	三、九〇〇,〇〇〇	器具及図書費	費	四、八〇〇,〇〇〇
手続料	料	三、三〇〇,〇〇〇	通信費	費	一、五〇〇,〇〇〇
基金利息	子	六、五〇〇,〇〇〇	留學生費	費	三〇,〇〇〇,〇〇〇
補助金	入	三、〇〇〇,〇〇〇	印刷物費	費	一〇,〇〇〇,〇〇〇
雑収入	入	六、〇〇〇,〇〇〇	廣告費	費	三,〇〇〇,〇〇〇
文部省補助金	入	三、〇〇〇,〇〇〇	電燈及電話費	費	四,〇〇〇,〇〇〇
合計		五五、三三三,〇〇〇	給費貸費其他	費	三〇,〇〇〇,〇〇〇
合計		五五、三三三,〇〇〇	雑費	費	七、四二〇,〇〇〇
			大學令ニ依ル	金	三、〇〇〇,〇〇〇
			供託基金	費	八、〇〇〇,〇〇〇
			予備費	費	五五、三三三,〇〇〇

国学院大学 高等師範部	日本大学 専門部 高等師範科	中央大学 専門部	明治大学 専門部	慶応義塾高等部 予本科	早稲田大学 高等師範部 附属専門学校	私立専門学校	京都市立 絵画専門学校 管内生	福岡県 女子専門学校 管内生	大阪府 女子専門学校 管内生	公立専門学校	立命館 西教	東洋 命館	立命館 正館	駒沢 沢	東京 農業	東京 慈恵会	竜谷 谷	大谷 谷	専修 修	立教 教	関西 西	立命館 命館	立命館 正館	駒沢 沢	東京 農業	東京 慈恵会		
九〇	一五五〇	六六六	六七七	一八〇五	一一〇〇	七六六	四五七	六六五	七六六	九〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	九〇〇	六〇〇	六〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇
	〇五	三		五	三五	三	管内生二 管外生四	三	三		五	三	五	五	五	三	三	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	〇
	〇	三	二	五	五	五					五	五	三	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	〇
	三〇	三	五								二〇																	五〇
					会体 七費育																							六

臨濟宗 宗大学院	聖公会 神学院	私立東京 学院	真言宗 京都大学 他派者	同志社 専門学校	真宗 勸学院 高等科	天台宗 大学 他派者	天台宗 大学 他派者	青山学院 高等学部 神学部	明治学院 高等学部 神学部	宗教学 大学院 予本科	東洋大 学 夜昼	東京農 業 同	駒沢大 学 同	立正大 学 同	立命館 大 学 同	東洋協 会大 学 同	関西大 学 同	専修大 学 同	大谷大 学 同	竜谷大 学 専門部
五〇	五〇	三〇	四〇	八〇	三三	二〇	八〇	八五	八五	六〇	七〇	一〇〇	六〇	六〇	五五	七五	七七	七七	六〇	七五
五					二	五	五			五		三	五	三	五	三	三	三	五	五
三		二	二	五〇	一	二	二	予科五 他教会者	予科五	五	三	五	五	三	三	五	三	三	五	五
			校費六							五		農学科 農芸化 学								

私立大学及専門学校学則変更ノ件

案

財団法人中央大学

大正十五年二月九日申請其大学及専門〔抹消(豊田)(加筆)〕〔部〕学則中変更ノ件認可ス

年月日

文部大臣

〔完結〕

〔注記6〕

〔記録掛/15・3・25/受領〕

〔下札〕

〔類別 わ一ノ四/聯繫 わ一ノ六/登録追加 /^(有原)④件名東京府經由 中央大学及専門部授業料変更ノ番号 東專七八/結了年月日 大、一五 三、一九/保存年限 ムキ/枚数 一五〕

備考

一、大学学則第三十一条〔加筆〕〔学部〕授業料「八十八円」ヲ「百拾円」ニ改む

円」ニ改む

一、同 第五十五条 予科授業料「七十七円」ヲ「百円」ニ改ム

改ム

一、専門部学則第三十条 授業料「六十六円」ヲ「七十七円」ニ改ム

ニ改ム

〔注記1〕

〔文部省/大正15・3・2/東專78号〕〔東京府/大正15・2・25/收受〕

〔注記2〕

〔大正十五年三月一日/寅学第二、一二七号/東京府經由〕

〔注記3〕

〔追而書追加印〕「三」〔簿册内件名番号〕

〔注記4〕

〔要記入〕^(西田)④

〔注記5〕

〔自大13年5月至昭22年3月 中央大学 第5册〕
〔文部省④ 3A-9-2,109〕